
食肉科研/行政情報等発信サービス

No.234 2020/7/2

1 と畜場法施行規則等の一部改正について

7月1日、厚生労働省は大臣官房生活衛生・食品安全審議官名をもって各検疫所長宛標記通知を出した。これは、と畜場法施行規則等の一部を改正する省令が同日公布され、これによりと畜場法施行規則、乳及び乳製品の成分規格等に関する省令及び食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則の一部が改正され、本日から施行及び適用されることに伴うものでその主な内容は次のとおり。

家畜伝染病予防法に基づく「家畜伝染病」及び「届出伝染病」について、8つの「家畜伝染病」及び18の「届出伝染病」の名称が変更されることに伴い、名称の変更が行われ「家畜伝染病」及び「届出伝染病」が別表等に規定されていると畜場法施行規則、乳等省令及び食鳥処理法施行規則について、所要の改正が行われた。

乳等省令ではトリパノソーマ病がトリパノソーマ症に、トキソプラズマ病がトキソプラズマ症に変更されている。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000645395.pdf>